

一人親方さん便り

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会

平成 26 年 1 2 月

今年も、当会労災特別加入制度をご選択いただき有難うございました。

ご加入頂いております「労災特別加入制度」は、現場労災の対象にならない一人親方の皆様にも、万一の場合に備えて現場労災と同様に**国の手厚い労災補償が受けられる制度**です。

裏面に、次年度の更新手続き予定をご案内しております。あらためて来年2月以降に更新手続きのご案内をさせていただきますので、引き続きご加入更新の手続きをよろしくお願い致します。

なんととっても事故無く過ごして頂くことが一番です。年末年始はどうしても気があせり労災事故のリスクも高まります。ヒヤリ・ハット対策に気を配り、また体調管理もしっかりと行っていただき、年末年始を元気に過ごしていただき、来年もご安全に1年をお過ごし下さい。

（労災豆知識） 保険給付の内容は・・・？ 国の手厚い労災補償って・・・？

一人親方さんが作業中または現場（自宅）移動中によりケガをした場合には、所定の保険給付が支給されます。

- ※療養補償給付**（治療費がかかりません）・・・作業中にケガをして病院へ行き治療を受けたら。
- 休業補償給付**（給付基礎日額の80%支給）・・・ケガの療養のため4日以上仕事が出来ない場合には4日目から支給されます。
- 傷病補償年金**・・・1年6ヶ月が経過した日においてケガが治らず、傷病の程度が傷病等級にも該当していたら支給されます。
- 障害補償年金か一時金**・・・ケガが治った後に一定の障害が残った場合、障害の程度に応じて支給されます。
- 介護補償給付**・・・障害年金か傷病年金を受給していて、一定の障害を有していて現に介護を受けている場合に支給されます。
- 遺族補償給付**・・・万が一業務上また通勤途上の事故がもとで亡くなった場合。別途遺族特別支給金として300万円が一時金で支給されます。
- 葬祭料**・・・万が一亡くなった時のお葬式の費用として支給されます。
- ※療養補償給付**は、一人親方さんが希望（決定）した給付基礎日額とは関係なく必要な治療が無料で受けられますが、その他の給付内容は「給付基礎日額」によりそれぞれ支給される金額が異なります。所得に応じて給付基礎日額をお選び下さい。

今年の疲れは今年のうちに！！体のケアをお怠りなく・・・

頑張った心身を大きな深呼吸とともにほぐしてあげてください。リラックスすることで、次の動作を落ち着いて行えます。**作業中・移動中には周りの確認もしっかりと。年末年始の慌ただしさに要注意です。**自分も他人も守りましょう。

身体が冷えないうちに、眠れるように工夫してみてください。免疫の低下を防いで、体力の温存を目指しましょう！ 免疫力をアップさせるビタミンBのサプリメントを同封しました。

次年度（H27年度）の更新の手続き予定 ご案内

労災制度は、毎年4月から翌年の3月までの1年間で区切られています。
現在ご加入いただいている労災保険の有効期間は平成27年3月31日までのもので、
4月以降も引き続きご加入頂く為には3月中に更新の手続きをして頂く必要があります。
下記の予定で更新のご案内をさせていただきますので、次年度以降も引き続き一人
親方労災制度にご加入頂きますようお願い申し上げます。

1 「更新のご案内・お手続き書類」を皆様へ郵送します。

平成27年2月下旬（20日前後発送）予定



継続加入される場合は2月下旬に郵送される「更新届」の
ご返送をお願いいたします

2 継続加入のご返送を頂いた皆様へ

「費用（保険料・事務会費）」のご案内をします。



指定期日（3月20日頃予定）までに、費用のお振込みを
お願いします。

3 ご入金確認後、平成27年4月1日からの「加入者証」を郵送します。

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会 労災事務局
(安達社会保険労務士事務所)

TEL : 06-6966-4737

FAX : 06-6966-4738

H/P にその他いろいろな情報を掲載しています！ H/P <http://www.oyakatar.jp/>